インタビュー◉

自治体にしかできないデジタル化に向けて

廣瀬克哉・法政大学総長／『月刊自治研』編集委員
聞き手◉林 鉄兵・自治労政治政策局長／『月刊自治研』編集長

デジタル庁の新設などを含むデジタル改革関連法が成立した。この間の自治体のデジタル化の歴史や、国のデジタル化政策を振り返りながら、今後、自治体に求められるデジタル化とは何かを考える。

自治体デジタル化の歴史と個人情報保護

林　まず、自治体のデジタル化というものが、これまでどのように進んできたのかということについて見ていきたいと思います。

廣瀬　一九六〇年代の半ばくらいに、大阪府が税務の関係でメインフレームのコンピュータを入れたというのが、自治体における「デジタル化」の最初であったと思います。課税や納税に関する通知書の送付など、大量の定形処理を一気に効率的にやる必要がある業務に取り入れられ、順次他の業務にも広がっていきました。ただ、これらのシステムはさまざまな事務作業一つひとつに対してプログラムが組まれて行きましたので、特定の個人の税務の情報は、住民基本台帳だとか、あるいは福祉の領域などとは容易に横につながることはできませんでした。

たとえば住民が福祉の窓口に手続きに来て、課税証明が必要になったとすると、役所の税務課の窓口に行って課税証明を発行してもらわなければなりません。福祉の窓口にあるシステムからは税務のシステムにアクセスできないということが普通だったのです。

このようなメインフレームシステムの利用業務が広がっていく状況下で、先進自治体で個人情報保護条例の制定が始まっていきます。後のインターネット時代に時代錯誤の象徴のように言われてしまうオンライン結合の禁止などのシステム規制は、この時期に先進条例の制定が広まったことに大きく規定されています。

ただOECDの八原則などをはじめとして、個人情報は、特定の目的に応じて、許容される範囲内で、本人の合意に基づいて、目的以外に使ってはいけないというのが大原則で、個人情報を横に結びつけることは、例外的に許容されるということになっています。そういう理念的な個人情報の扱いのルールからすると、今から見れば古臭い当時のシステムのあり方は、合理的でもありました。オンライン結合の禁止が当時非常に支持されていた背景にはそういう事情があったように思います。

ひろせ・かつや◉一九五八年奈良県生まれ。東京大学大学院法学政治研究科博士課程単位取得退学、法学博士。一九八七年、法政大学法学部助教授、一九九五年同教授、二〇二一年四月より現職。埼玉県所沢市議会政策研究審議会委員など、自治体、自治体議会の審議会委員などのほか、自治体議会改革フォーラム呼びかけ人代表などを歴任。主な著書に『インターネットが変える世界』（岩波新書、一九九六年、共著）、『情報改革』（ぎょうせい、二〇〇五年）、『「議員力」のススメ』（ぎょうせい、二〇一〇年）など。

国に先んじていた個人情報保護審議会

そのような制約がかかっていましたが、現実的にはコンピュータの性能は上がっていきますし、さきほども触れましたように、同じ役所の中で、福祉の窓口に行ったら税務の窓口で証明を取ってください、それには二〇〇円の手数料がかかりますといったような状況は、申請者本人にも、職員人件費も負担となりますよね。

その結果、多くの自治体では、住民基本台帳を媒介にしながら、福祉と税務の相互参照だとか、必要な範囲で別の窓口から別の部署が管理する情報を得られるようなシステムを、条例にもとづいて設置された各自治体の個人情報保護審議会などの意見を聞いた上で順次構築して業務が処理されるようになっていきました。ここで大切なのは、自治体が設置している個人情報保護審議会が、そういう判断をする場合に意見を述べたり、ストップをかけたりすることがあり得る、そうした議論を国に先んじてやってきたということです。

今回のデジタル改革関連法の1つに個人情報保護法の改正がありますが、一七〇〇あまりの自治体それぞれが持っている個人情報保護条例を、国と独立行政法人と自治体を全部合わせて個人情報保護法の中に取り込んで一本化することになりました。これを受けて、個人情報保護条例が自治体に求めていた、情報の目的外利用の範囲、特定のシステム間のオンライン結合の是非などを個人情報保護審議会に諮る必要はなくなることになり、その役割は国の個人情報保護委員会に一元化されます。これまで多くの自治体で行われてきた手続きが、果たして国に一元化される個人情報保護委員会だけでそれに代替できるのか、そうは思えないところがあって、それについては後ほどまた